

201317097A

別添1

厚生労働科学研究費補助金  
障害者対策総合研究事業

重度身体障害者の GH 等や一般住宅での生活を可能にする  
建築的条件に関する研究

平成25年度 総括研究報告書

研究代表者 松田 雄二

平成26(2014)年 5月

目 次

I. 総括研究報告

重度身体障害者の GH 等や一般住宅での生活を可能にする建築的条件に関する研究 松田 雄二	----- 1
--	---------

II. 研究成果の刊行に関する一覧表	----- 23
--------------------	----------

III. 研究成果の刊行物・別刷	----- 23
------------------	----------

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）  
（総括）研究報告書

重度身体障害者の GH 等や一般住宅での生活を可能にする  
建築的条件に関する研究

研究代表者 松田 雄二 お茶の水女子大学大学院 准教授

研究要旨

本研究は、重度身体障害者が地域で生活するために、既存住宅の改修や新築住宅において重度身体障害者が生活を営めるための、各種建築的要件を明らかにすることを目的とする。また、本研究における「重度身体障害者」とは、身体のみならず知的・精神障害を併せ持った障害者を意味する。

障害者自立支援法（現障害者総合支援法）にて、障害者へのサービスは「日中活動」と「住まいの場」に分離された。「住まいの場」としては「施設入所支援」と「グループホーム・ケアホーム（以下「GH 等」、2014 年 4 月よりグループホームに一元化）」が設けられ、地域で小規模な暮らしを営む GH 等への移行が期待された。しかしながら知的・精神障害者に比べ、身体障害者の GH 等の利用者数は少なく、建築的環境整備に何らかの問題が存在することが予想される。

本研究は、ヒアリングによる実態調査から現状での重度身体障害者が直面する建築的課題を明らかにし、加えて実物大のモックアップを用いて重度身体障害者が生活するための既存住宅の改修方法、また新築住宅の設計要件に関する指針を求めることを目的とするものである。

A. 研究目的

障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の成立に伴い、障害者に対するサービスは「日中活動」と「住まいの場」に分けられ、「住まいの場」として GH 等が創設された。当初知的・精神障害者のみが利用者とされた GH 等は、その後身体障害者も利用可能となった。しかし厚生労働省によれば、知的・精神障害者の GH 等の利用者がそれぞれ 5 万人強、2 万人弱であるのに対し、身体障害者の利用は 4 千人強にとどまっている。これは、身体障害者が既存の住宅で生活する場合、風呂場・トイレや段差解消に多大な改修費用を要する事が大きな理由であろう。

本研究は、重度身体障害者が生活するための既存住宅の改修方法、また新築住宅の設計要件に関する指針を求め、法の目指す「施設から地域へ」の具体的な方策を示すことを目的とする。これにより、身体に障害を持った人びとのみならず、知的・精神障害を併せ持った人びとの GH 等や一般住宅への居住の場の移行、すなわち地域移行が促進されることが期待される。政策的には、障害者自立支

援法における「居住の場」に関し、「施設入所」を選ばざるを得なかった人びとに対し、GH 等や一般住宅での居宅サービスを利用した生活という選択肢をもたらすことが期待できる。

本研究で用いる「重度身体障害者」とは、重度重複障害をもつ人びとを意味する。重度の身体障害を持つひとびとは、特に先天性である場合一般に知的障害や精神障害を伴う場合が多い。身体障害のみを持った人びとは、居宅サービスを利用することにより一般住宅での生活が可能になる可能性が高いが、知的障害や精神障害を併せ持つ場合、意志決定支援を含めた包括的なケアサービスが必要となる。現状の GH 等は意志決定支援を提供することは可能であるが、身体障害に対応した住環境は提供できていない。そのため、重度身体障害者は新体系にて「施設入所支援」を選ばざるを得ず、結果として地域移行の進展が進んでいない。

本研究により、このような人びとの地域における現実的な受け皿を提供することが可能になり、社会的には入所施設の減少、経済的には施設減少による維持管理コストの減少などが期待できる。

## B. 研究方法

本研究は3カ年での実施を予定している。研究全体の研究の実施経過として、初年度である平成25年度は実際の重度身体障害者の居宅的環境の実態を明らかにすること、そして研究2年度である平成26年度はそれらの結果に基づき実物大モックアップを作成、そして研究最終年度である平成27年度はモックアップを用いた実験を行うことを予定した。

平成25年度においては重度身体障害者グループホーム2施設、ならびに全国15箇所の身体障害者入所施設にて調査を行った。重度身体障害者グループホームでは、入浴を中心とした入居者の生活に関するヒアリング、並びに施設の平面図を入手することにより、どのような条件で重度身体障害者の生活が可能になっているのか確認した。

全国の入所施設に対して行った調査においても、入浴環境を中心としたヒアリング調査、並びに平面図を取得することにより、現状での重度障害者の生活の状況を把握した。加えて一部でもGH等に入居者が移行した事例においては、GH等の図面を取得し、入浴環境など生活に必要なとされる部位の建築的状況の確認を行った。

倫理的配慮としては、匿名性を徹底し、入居者の個人情報が出漏れしないよう十分な対策を講じた。

## C. 研究結果

### C-1-1. 重度身体障害者グループホームの概要

本研究における「重度身体障害者グループホーム」とは、東京都の単独事業である「東京都重度身体障害者グループホーム」を意味する。これは年間約1,400万円の運営費により、4人～10人のグループホームをつくることのできる事業で、対象者は原則として18歳以上の重度身体障害者（身体障害等級2級以上で生活行為に介助を要するもの）。この事業の特徴としては、グループホーム内におけるホームヘルパーの利用が積極的に推奨されていることにある。すなわち、「施設」では無くあくまで「居宅」としてグループホームが捉えられている。本研究では、この事業によるグループホームを重度身体障害者を対象とした地域居住の先駆的事例と捉え、まずこの事業によるグループホーム2カ所（それぞれグループホームA、グループホームBとする）についてヒアリング調査を行い、加えて建物の平面図を取得・分析した。

### C-1-2. グループホームAの調査結果

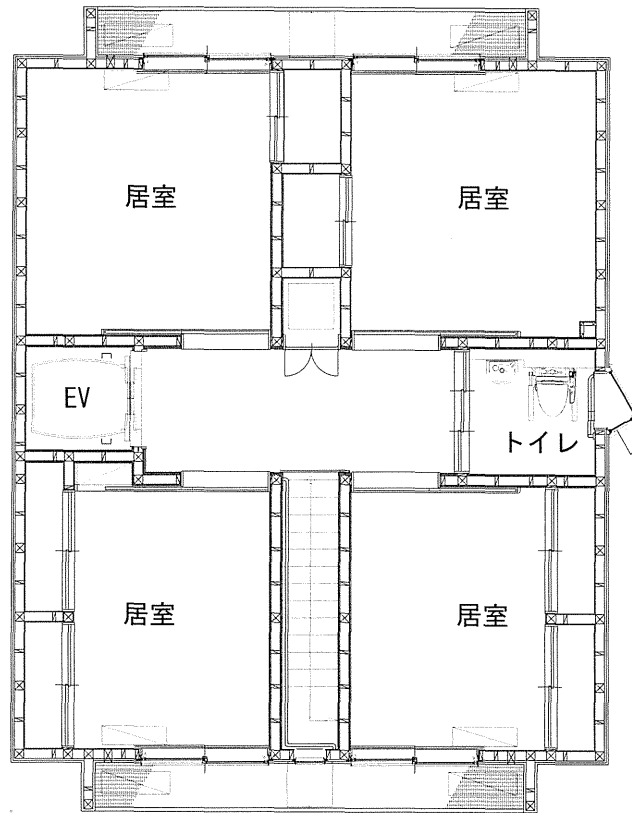
グループホームAの平面図を示す（図1）。全体構成としては、最小限の広さの敷地で計画をせざるを得なかったため、設計では徹底して無駄が配された。共用部は1階に集約され、廊下面積は最小限に抑えられた。2階は田の字型に居室が配置されている。

1階にはリビング・ダイニングとキッチン、浴室、脱衣室兼洗面所、トイレと共用スペースが設けられた。また階段下を利用して事務スペースが、その隣に折り畳みベッドを置くことで、極小のスペースながら職員のためのスペースが設けられている。廊下は玄関ホールに限られ、面積を可能な限り抑えている。また動線部とリビング・ダイニングを分けることで、リビング・ダイニングを落ち着いた雰囲気としている。入居者は全員車椅子利用者なので、2階居室へはエレベーターで移動する。階段は職員やヘルパーのみ使用する。

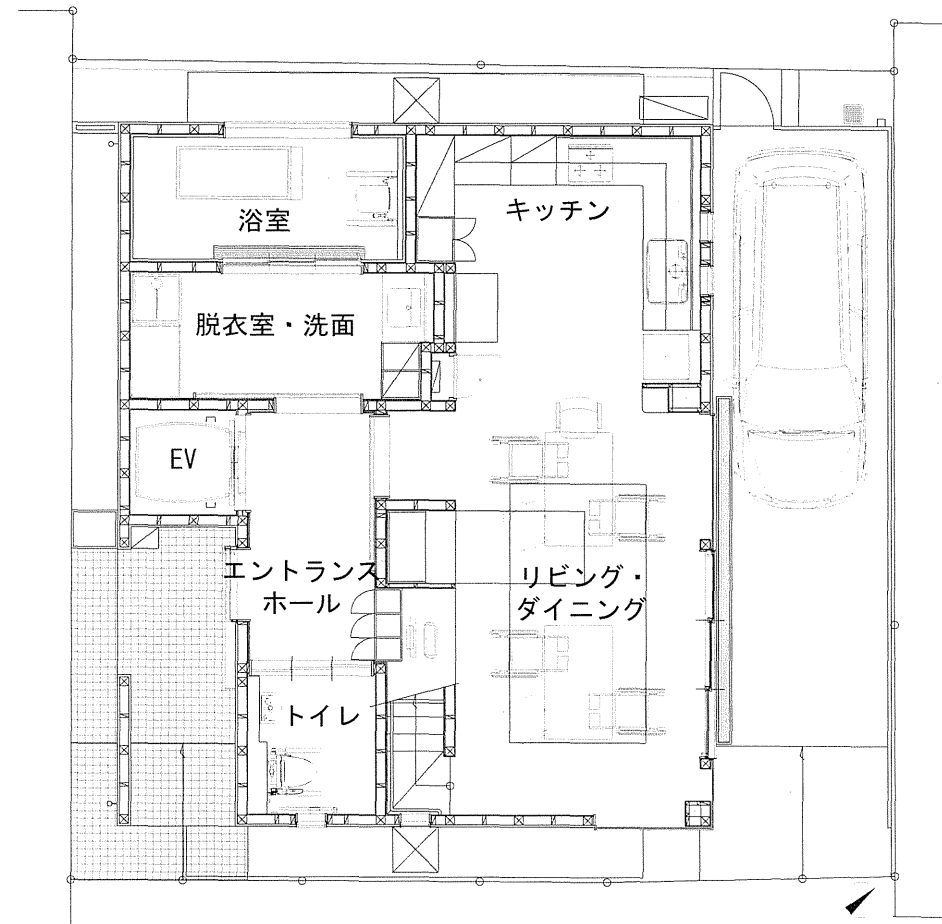
2階の構成をみると、こちらも面積を最大限生かすため、シンプルな田の字型プランが採用された。廊下の端部にはエレベーター、もう片方の端部にはトイレが設置された。階段の分だけ南側の居室は面積が小さくなっているが、南向きの条件と相殺するとの考え方にに基づき、入居費に違いは設けられてはいない。

浴室と脱衣室（図2～4）について、入居者の中には緊張が強く、一般のサイズの浴槽では入ることができない方も存在した。そのため、長めの浴槽が採用された。また座位が保てずシャワーチェアが使えない入居者は、臥位で清拭を行うことも予想されたため、浴室内の床は浴室用コルクタイルが採用された。脱衣室は、シャワーチェアへの移乗を行うため浴室と同程度の面積が確保された。現在はリフトが設置されたが、車いすからリフト用吊り具への移乗にも、このスペースは必須であった。加えて開設当初は浴室にはリフトは設置されていなかったが、女性利用者と介助スタッフよりリフト設置の希望があり、後付けで浴室にリフトが設置された。

トイレは1階と2階に、それぞれ左右からのアプローチに対応した形で設けられている（図5～7）。入居者の利用している車いすのサイズは、一般的な介護車いすよりかなり大きいため、十分なスペースの確保が配慮された。しかしながらスタッフからは、特に2階トイレについて、介助をしな



2階平面図



1階平面図

図1 グループホームAの平面図 (1/100)

がらの利用ができないわけでも無いが、やや狭く介助が大変であるとの意見が聞かれた。

その他設備面での特記事項としてはエレベータが挙げられる。エレベータも、トイレと同様に充

分な広さが必要である。今回設置されたエレベータは最大のサイズのものだったが、それでも一番大きなサイズの車いすの利用者の場合、斜めにしないと利用できない。

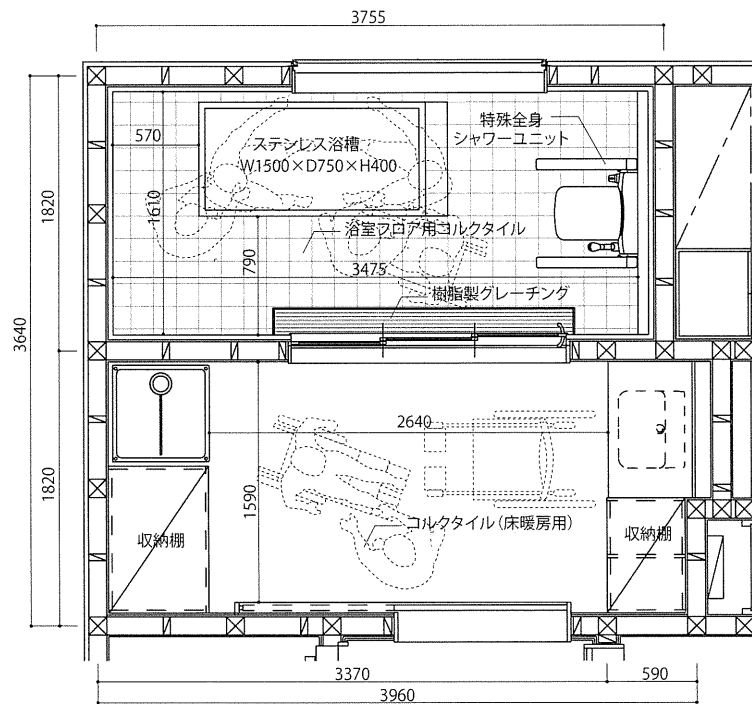


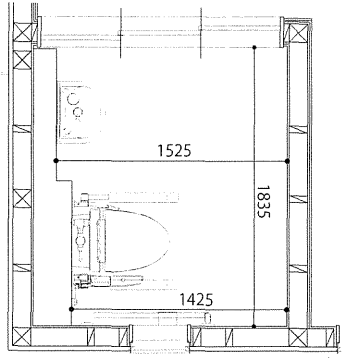
図2 グループホームAの浴室・脱衣室詳細 (1/50)



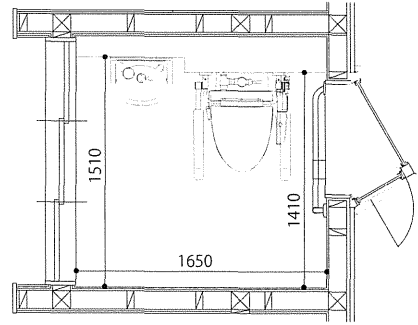
図3 グループホームAの浴室



図4 グループホームAの脱衣室



1階



2階

図5 グループホームAのトイレ詳細 (1/50)

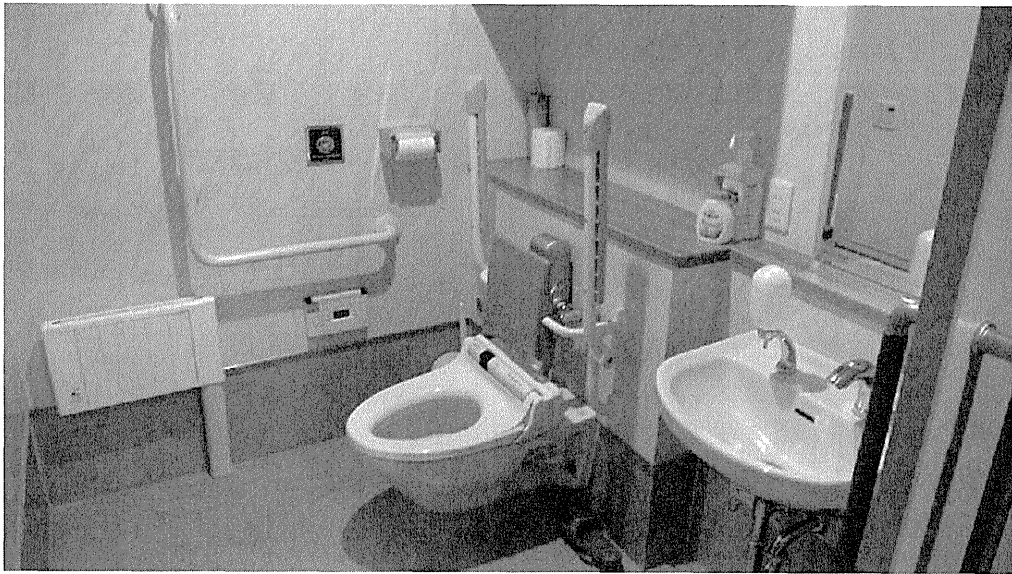


図6 グループホームAの1階トイレ

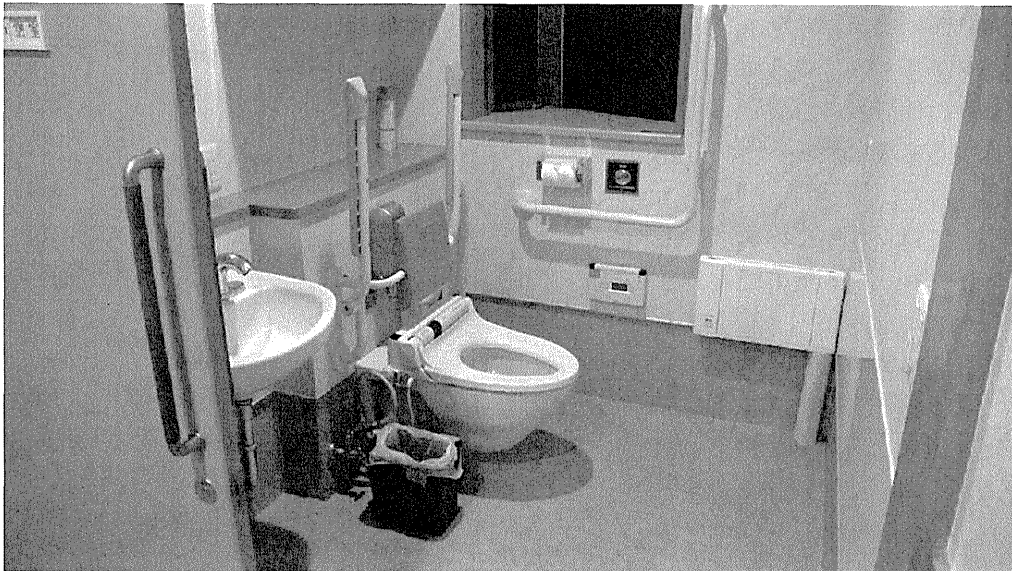


図7 グループホームAの2階トイレ

### C-1-2. グループホームBの調査結果

グループホームBの平面図を示す(図8)。グループホームBは10名の重度身体障害者が入居しているが、こちらも全員が車いす利用者で、座位が保持できない入居者も数名存在する。

建物全体の構成としては、地下1階に浴室(一般浴と機械浴)、施設長室が置かれ、1階はキッチン・リビング・ダイニングが置かれている。事務スペースも1階である。2階以上は居室となり、2・3階には4室が、4階には2室が置かれている。4階には、宿直用の部屋が1部屋用意された。

グループホームBでは入居者数グループホームAに比べて倍以上であり、入浴の回数も当然多い。そのため、浴室は2カ所設置された。2カ所のうち、1カ所は一般浴(図9、10)、もう1カ所は機械浴である。一般浴については、脱衣室と浴室がカーテンで仕切られ、一体的に使うことも可能なしつらえとなっている。また浴室リフトも、開設当初から設置された。

実際の脱衣室の使用状況について、一般浴の場合脱衣室で車いすからシャワーチェア、ないし浴室リフトの吊り具への移乗が行われる。床の仕上げはタイル張りだが、やはり臥位にて体を乾かし、または移乗を行うため、そのような場合にはウレタンのシートを敷いている。浴室についても、座位を保持することができない入居者は臥位にて清拭を行うため、脱衣室と同様にウレタンのシートを敷いて清拭を行っている。加えて、利用者が臥位を保持しながら介助者が周囲で介助をできるだけスペースが、洗い場には確保されている。機械浴も備えられているが、スタッフに拠れば「一般浴と浴槽リフトですべての入居者が入浴できる」とのことであり、開設後の感想として「必ずしも機械浴を導入する必要は無かったかもしれない」との意見も行かれた。

トイレについては、すべての居室に設置されている。こちらのグループホームでも、左右両方のアプローチに対応できるよう、居室によってアプローチの方向を変えている。加えて、1階と地下1階にも、トイレがそれぞれ設置されている。1階のトイレは基本的には職員用だが、利用者も利用できるように、車いすでも利用可能な広さが確保された。

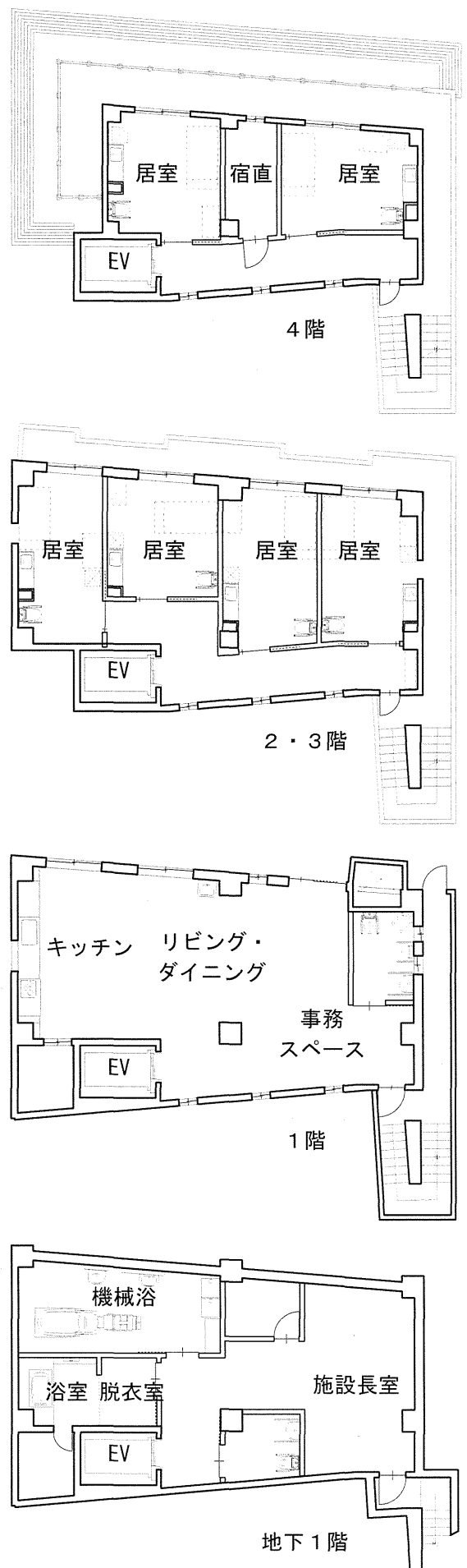


図8 グループホームBの平面図 (1/200)



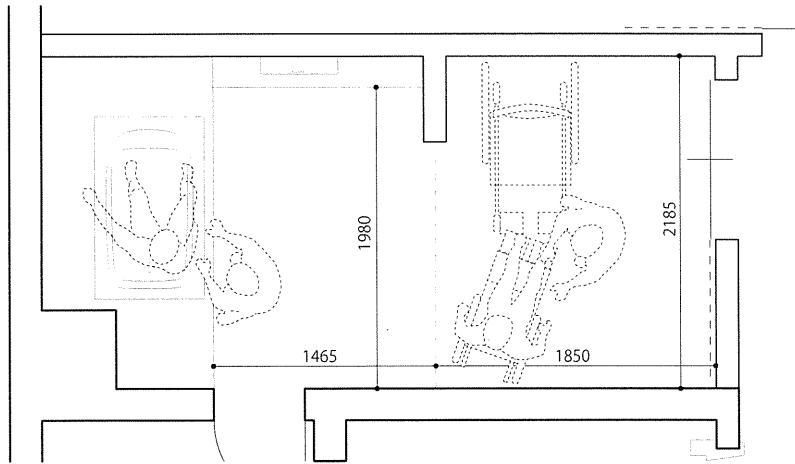


図9 グループホームBの一般浴詳細 (1/50)

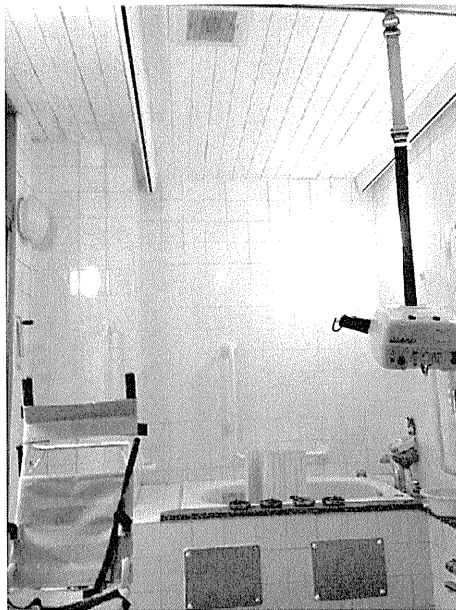


図10 グループホームBの一般浴

## C-2. 全国 15 箇所の身体障害者入所授産施設における調査結果

### C-2-1. 身体障害者入所授産施設を調査対象とした理由

まず、今回の研究で（旧法上の）身体障害者入所授産施設に対して調査を行った理由を述べる。

旧法上の身体障害者入所施設には、「身体障害者療護施設」「身体障害者更生施設」、そして「身体障害者入所授産施設」が存在する。このうち「身体障害者療護施設」は日常的に身体的・医療的ケアを必要とする身体障害者を対象としたもので、「身体障害者更生施設」は治療やリハビリが必要な身体障害者を入所させ、社会生活に必要なリハビリを行う施設のことである。最後に「身体障害者入所授産施設」とは、就労が可能ながらも雇用されることが困難な身体障害者、または生活に困窮する身体障害者が入所し、必要な訓練を行いつつ授産活動を行う施設である。

この3つの入所施設を比較すると、制度上の位置づけから考えると入所者の身体的障害の程度がもっとも軽度であるものが身体障害者入所授産施設であると考えられる。そのため、今回の調査では身体障害者入所授産施設を調査対象とした。

### C-2-2. 調査対象施設の選定

訪問調査を行う対象施設を選定するため、まずWAM NET上で2011年3月時点にて「身体障害者入所授産施設」として登録されていた170施設について、新体系においてどのようなサービスに移行したのか調査を行った。具体的には、旧法上の施設名をWAM NET上で検索し、日中活動・居住支援それぞれについて、どのようなサービスに移行したのか確認を行った。なんらかの理由でWAM NET上に情報が存在しない場合は、当該施設や運営法人のホームページ等を調査し、現状でのサービス内容を確認した。

新体系への移行状況に関する調査結果について、まず居住支援の移行状況を以下に示す（図11）。移行先としては施設入所支援（GH等を併設した18事例含む）が約85%を占めている。GH等は5%弱にとどまり、福祉ホーム・入所事業廃止は約3%である。次に、日中活動の移行状況を示す（図12）。ここでは、生活介護を日中活動の支援内容に持つものを「生活介護型」、それ以外のものを「就労継続型」として分類した。

結果、生活介護型には135事例が、就労継続型には28事例が分類された（不明は7事例）。生活介護型を見ると、生活介護のみに移行した事例が82事例（48.2%）と、全体の約半数を占める。また生活介護+就労継続支援B型注10）に移行した事例が30事例（17.6%）とその次に多い。就労継続型をみると、就労継続支援B型のみに移行した事例が13事例（7.6%）ともっとも多い。

次に、日中活動と居住支援の組み合わせについて集計を行った。ここでは、居住支援について「入所事業廃止」「その他」「不明」を除外した158施設を対象とした。

まず、施設入所支援に移行した事例について示す（図13）。ここでも日中活動に生活介護を支援内容に持つものと、それ以外で分類した。まず生活介護を支援内容に持つものについて、全145施設のうち半数以上（81事例）が生活介護のみで、次に生活介護+就労継続支援B型の組み合わせ（28事例）が多い。その他就労移行支援、就労継続支援A型などを合わせた生活介護型全体は計129施設であった。他方、日中活動に生活介護を持たない施設は全体で16施設と少なく、そのなかでもっとも多いものが就労継続支援B型のみの9施設である。次に、GH等・福祉ホームに移行した15施設を見ると（図14）、すべてなんらかの就労支援系のサービスを含んだ支援体系に移行していることがわかる。

新体系への移行状況に関する調査結果を受け、移行形態や立地の面で多様性を担保できるように調査対象事例のサンプリングを行い、訪問調査への協力を依頼した。結果として、計15事例より調査協力を得ることができた。調査の対象者は、支援法による移行前後の状況をよく知る施設の管理責任者、ないし職員の方をお願いした。

訪問調査では、ヒアリング調査ならびに施設平面図の提供をお願いした。ヒアリング調査では、GH等に移行した、またはしなかった理由、今後のGH等の新設の移行の有無について半構造化インタビュー方式にてお聞きした。また、GH等に移行した事例では、可能な限りGH等に訪問し、浴室・脱衣室・便所等の視察を行った。加えてそれら水回りの設備の使用状況について、施設職員よりヒアリングを行った。

施設平面図については、GH等に移行した事例については当該GH等の施設平面図を提供頂き、水回りに関して検討を行った。

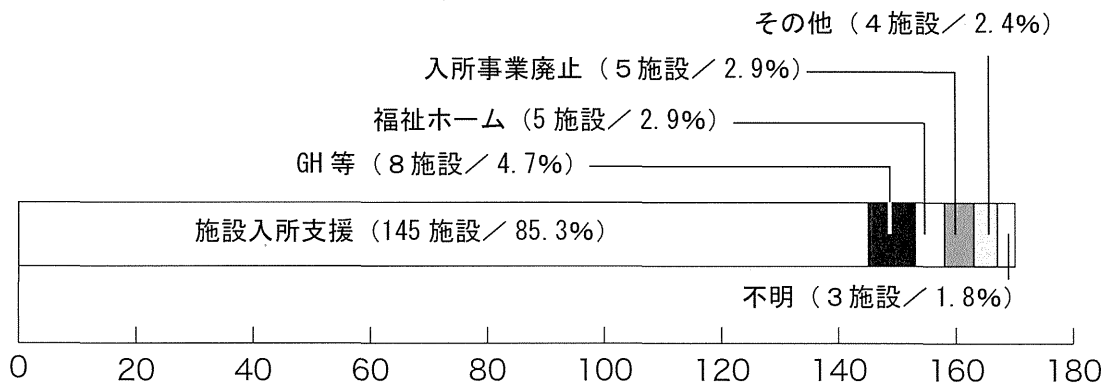


図 11 新体系における居住支援の状況

生活介護型	生活介護	就労継続支援 B 型	82 事例
		就労移行支援	30 事例
		就労継続支援 A 型	5 事例
		就労継続支援 A 型	1 事例
		自立訓練	13 事例
合計		4 事例	135 事例
就労継続型	就労継続支援 B 型	就労移行支援	13 事例
		就労継続支援 A 型	5 事例
		自立訓練	3 事例
		就労継続支援 A 型	2 事例
		自立訓練	4 事例
合計		1 事例	28 事例
	不明		7 事例

図 12 新体系における日中活動の状況

生活介護	就労継続支援 B 型	81 事例
	就労移行支援	28 事例
	就労継続支援 A 型	11 事例
	就労移行支援	4 事例
	自立訓練	4 事例
就労継続支援 B 型	就労移行支援	9 事例
	就労継続支援 A 型	3 事例
	自立訓練	1 事例
就労移行支援 + 自立訓練		2 事例
		1 事例

図 13 施設入所支援に移行した施設の日中活動

生活介護	就労継続支援 B 型	2 事例
	就労移行支援	1 事例
	就労継続支援 B 型 + 就労移行支援	1 事例
就労継続支援 B 型		2 事例
	就労継続支援 A 型	2 事例
	就労移行支援	1 事例
	就労継続支援 A 型 + 就労移行支援	2 事例
就労継続支援 A 型		2 事例

図 14 GH 等・福祉ホームに移行した施設の日中活動

### C-2-3. 調査対象施設の概要

ヒアリング調査を行った施設の新体系移行前後の概要を示す(表1)。ヒアリング調査からは、まず、事例E・Oは一般と重度の2施設からなること、事例Mは一般と「通所ホーム」の2施設からなることが判明した。施設の設定立年を見ると事例Jの1962年がもっとも古く、事例Cの1983年がもっとも新しい。旧法上の施設定員は(通所ホームを除き)30名から285名と幅広いが、285名の事例Hを除いた平均値は47.9名である。

施設の状態について、施設入所支援である事例A・H・N・Oは、制度移行に伴い現地で建て替えられたものである。事例Lは移転新築され、一部が施設入所支援、一部が福祉ホームとされた。事例Mは制度移行に伴い既存施設を改築(4人部屋を2人部屋に改築)し、加えて個室棟を増築している。

旧法から総合支援法への移行によってGH等を新築した事例は、事例C・G・E・J・Oの5事例だが、事例C・E・J・Oでは一部の入居者のみがGH等に移行し、他の入居者は施設入所支援に移行した。施設全体でGH等に移行した事例は事例Gのみにとどまっている。

### C-2-4. 調査対象施設のGH等に対する意見

各事例でのGH等の設立に関する状況や意見を示す(表2)。ほぼすべての事例で前向きな意見が聞かれたが、身体障害者が住むことのできるGH等の設立の難しさについても、多くの事例にて指摘された。事例Kでは「知的のGH等は簡単なのだが、身体の場合はオールバリアフリーにしなければならない。そこがネック」と述べられ、事例Fでも「身体障害者のGH等をつくりたいとは考えているが、(中略)知的や精神のGH等と違い改造しなければならないため、開設が難しい」としている。

既に述べたとおり事例C・E・G・J・Oでは、新体系への移行にあわせてGH等を新設している(図5-1)。事例CはGH等を新築しているが、利用者は障害程度が軽度のものを想定し、車いす利用者を想定してはいない。そのため、廊下幅や浴室などは、一般の住宅規模で設計された。事例Gでは、費用低減のためエレベータはシャフト部分のみ用意され、現状では設置されていない。同じく2階建ての事例Oでは、エレベータは設置されていない。事例Gでは「その分設備投資が必要となる」との意見が、事例Eでは「広いことが大前提であった。その分経費がかかった」との経験が示された。

	設立年	旧定員	移行時期	居住支援	定員	日中活動
事例A	1971年	50名	2012年3月	施設入所支援	45名	生活介護
事例B	1983年	40名	2012年4月	福祉ホーム	40名	就労継続支援B型
事例C	1987年	50名	2008年3月	施設入所支援	50名	生活介護、就労継続支援B型 就労継続支援B型、一般就労
				GH等	7名	
事例D	1984年	31名	2012年3月	施設入所支援	31名	生活介護
事例E	1963年	30名	2012年4月	施設入所支援	30名	就労継続支援B型 就労継続支援B型、一般就労
				GH等	7名	
事例F	1981年	40名	2011年4月	施設入所支援	40名	生活介護
				施設入所支援	40名	
事例G	1969年	40名	2010年4月	GH等	28名	就労継続支援B型
事例H	1966年	285名	2012年4月	施設入所支援	140名	就労移行支援、就労継続支援B型 就労移行支援、就労継続支援B型
				施設入所支援	30名	
事例I	1974年	90名	2011年4月	施設入所支援	68名	就労移行支援、就労継続支援B型
事例J	1962年	80名	2011年4月	施設入所支援	60名	生活介護 (入居者未定)
				GH等	6名	
事例K	1978年	30名	2006年10月 2010年2月	福祉ホーム	30名	就労継続支援A型、就労継続支援B型 就労継続支援A型、就労継続支援B型
				GH等	13名	
事例L	1965年	70名	2009年5月	施設入所支援	35名	生活介護 就労継続支援B型
				福祉ホーム	30名	
事例M	1973年	60名	2010年10月	施設入所支援	30名	就労継続支援B型 生活介護
				施設入所支援	60名	
事例N	1976年	50名	2010年4月	施設入所支援	40名	生活介護、就労継続支援B型
				GH等	15名	
事例O	1968年	40名	2010年10月	施設入所支援	40名	生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型 就労継続支援A型、就労継続支援B型
				GH等	27名	

表1 ヒアリング対象施設の概要

事例 A	障害を重複していて重度で地域で生活することが困難な方のために GH 等を開設しようと考えている。GH 等の世話人は食事などで身体介護はしないため、利用者たちが事業者と提携して介助者を雇うのだが、本人たちだと介護者や事業者を変えてしまうケースがある上、一人一ヶ月 100 万円かかる。入所施設のほうがお金がかからない。
事例 B	(法人が持つ) 身体障害者用 GH 等はアパートを改修したものであり、杖の利用者が入居している。車椅子の利用者は (バリアがあるため) 建て直さなければ入居は厳しい。
事例 C	新設した GH 等には車いすの利用者は 1 名いるが、全員そこまで重度ではない。そうでなければ夜中に職員がいないというのは難しい。知的障害者の GH 等は、改造で済むが、身体障害者の GH 等は新築しなければならない。その上都市部で、自治体から補助も出ないととなると、厳しい。身体障害者のグループホームとして一般の住宅を利用するのは難しい。二階無理、平屋、個室と共用スペース必要となると、相当大きい家を新築せざるを得ない。
事例 D	法人では GH 等をつくる土地の目星はついていて、資金面の関係で踏み切れないでいる。身体障害者が入居する GH 等は、バリアフリー (新築) でないといけないうため。「地域に帰す」と簡単に言われるが、誰を GH 等にいかせるかも問題。職員の目が届かないため警察沙汰になる危険性もあり、不安である。GH 等にも夜勤の職員がいなければ、利用者たちだけではまともないだろう。
事例 E	新体系移行の折に身体障害者の GH 等利用が認められたので、設立を決断した。身体障害者 GH 等をつくるにあたって、スペースが無いとストレスになるため、広いことが大前提であった。その分経費がかかった。
事例 F	身体障害者の GH 等をつくりたいとは考えているが、現実的には難しい。知的や精神の GH 等と違い、改造しなければならないため、開設が難しい。
事例 G	新体系に移行する際に GH 等に移行すると平成 19 年に決め、それに向けて利用者を (40 名から) 30 数名へ減らした。GH 等の強みは、入居者の区分が上がると収入が上がる点である。ただし、その分設備投資が必要となる。当施設も、エレベーター、リフトの導入を検討しなければならない。現状ではエレベーターがないため、1 階には重度の方が入居している。浴槽も普通のつくりになっているが、自力での入浴は難しくなっており、軽い入居者でも見守りは必要。心配な方は屋間に職員介助のもと入浴している。
事例 H	GH 等のニーズも分かるが、地域の住宅を改修して住むことこそが地域へ出るということだと考えている。しかし、現在の補助金額では困難。また GH 等に入ったときに家賃や生活費などの毎月 6,7 万円を払える利用者は少ない。
事例 I	他法人の身体障害者 GH 等や福祉ホームはあるが、交通の便が悪い場所にあり通所に不便。当法人は、将来的に障害者の GH 等をつくろうと考えている。
事例 J	当初 GH 等の認可がなかなか下りなかったため、GH 等を地域の災害拠点にすることを提案した。GH 等を地域の災害拠点にするために、3 部屋を空き部屋にし、30 名ほど受け入れるスペースを設けた。現在建設している GH 等は男性専用だが、そう遠くないうちに女性用の GH 等も開設したいと考えている。GH 等事業は利益が発生しないが。
事例 K	民間の一軒家を借りて GH 等にした。本来はグループホームで訓練して福祉ホームという順番のはずなのだが、福祉ホームがバリアフリーになっているので、重度の人が福祉ホームに行き、どちらかというと (知的があつて) 軽度の方がグループホームに入っている。逆になってしまっている。知的の GH 等は簡単なのだが、身体の場合はオールバリアフリーにしなければならない。そこがネック。エレベーターは維持費もかかるので、平屋。すると土地の取得も馬鹿にならない。
事例 L	福祉ホーム 1 棟を来年度から GH 等に転換できないかということで、今準備をしている。転換したいのは入居者の障害が重度化し、身辺自立が難しくなってきたため。そのため中を少し入れ替えて、大変な人のために夜間支援がきちっとできる GH 等が必要であるということになり、転換しようということになった。
事例 M	知的・精神の場合は設備投資をしなくても良い。民家を借り上げて GH 等を作ることができる。しかし車いすの人は改造しないと生活できない。国が事業を移行してゆくときに (改造) 資金をきちんと積み立てていけば、(地域移行が) できた。また、身体障害の重い人は夜間介護、すなわち生活介護が必要になってくる。グループホームの中には、そういう意味では介護概念がない。その場所で、生活介護をするという概念がない。
事例 N	このあたりは、民間のアパートは空いている。学生用のアパート。しかし、これまでここで暮らしていた人が、そのようなアパートできちんと暮らしていけるか心配している。火災をおこさないか、お酒で身を滅ぼさないかなど。ここでも皆さん生活費を払っているのだけれど、自分の懐から払っている感覚が薄い。家を借りると言うことは、最低限 3 万円は家賃を払わなければならない。どちらが良いかと利用者さんに聞くと、こちらがよい、という方が多い。
事例 O	昔の入所棟は老朽化しており、また支援法の考え方より、GH 等に移り利用者のニーズに応えたいと考えた。今後の増設も考えなければならないが、もう少し落ち着いたところだと考えている。現状は (入居者の) 生活行為は自立しているが、今後重度してゆくことが考えられる

表 2 ヒアリング対象施設の GH 等に対する意見

### C-2-5. 各 GH 等の詳細

以下、今回の調査対象施設のなかで GH 等を新築した5事例について、GH 等の平面図を分析する。

#### 【事例 C】

事例 C (図 15) では GH 等を新設したが、ここに

は比較的障害の程度の軽い入居者が移行した。現状で車いす利用者は存在しない。そのため、浴室・脱衣室は車いすでの利用を想定せず、一般の住宅と同様の計画 (図 16、17) となっている。トイレのみ、車いすでも利用できる広さが確保されている (図 16、17)。

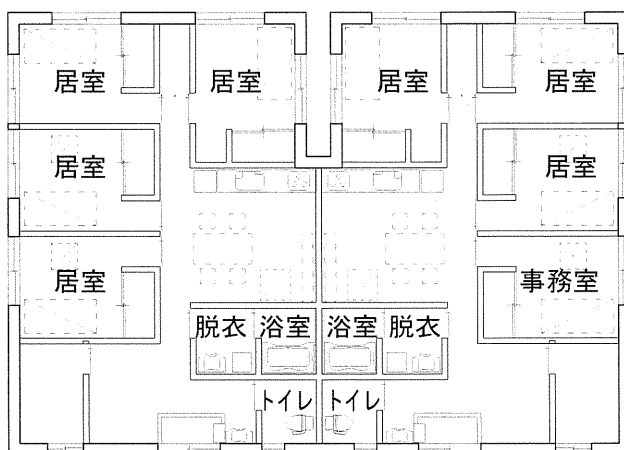


図 15 事例 C の GH 等の平面図 (1/200)

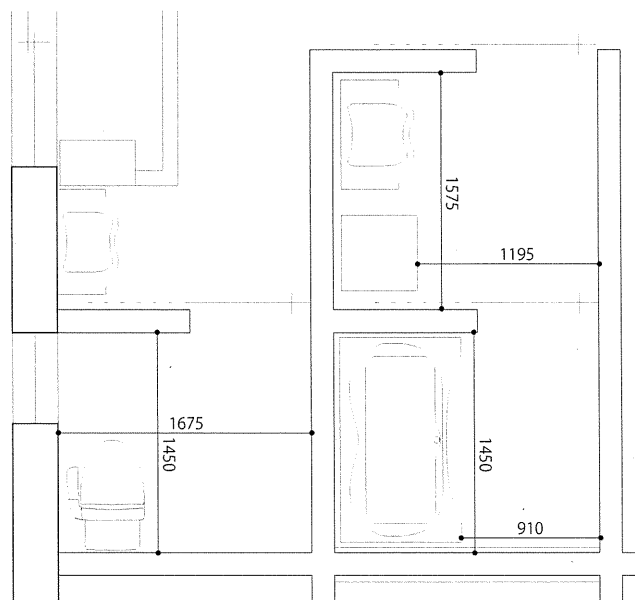


図 16 事例 C の GH 等の浴室詳細 (1/50)

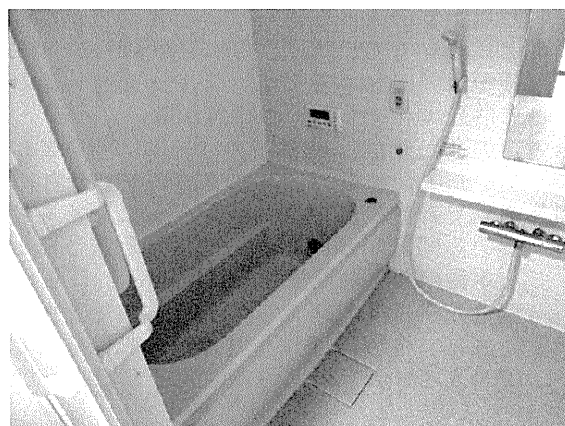


図 17 事例 C の GH 等のトイレ (左) と浴室 (右)

【事例E】

事例Eでは、居室や廊下、浴室などには十分な面積が確保されている（図18）。しかしながら、浴室は床レベルから2段の段差を降りなければ使用することができず、車椅子利用者の使用は前提とされていない（図20）。浴槽の周囲にはステンレス

の手すりがめぐらされているため、介助者の介助のもとに入浴することも難しい。床仕上げは石張りで、臥位での清拭にはマットなどを敷く必要がある。トイレは1カ所十分に広いトイレが用意され、車椅子利用者でも利用可能となっている（図19、21）。

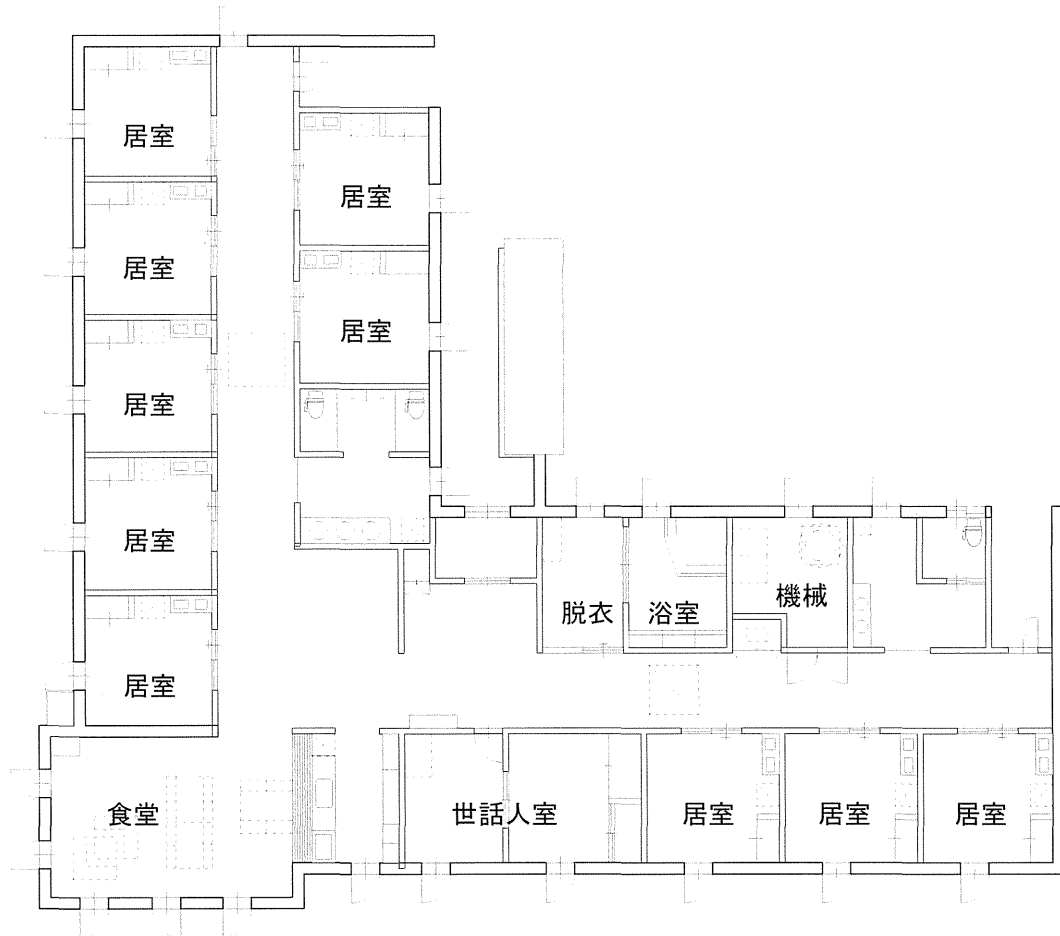


図18 事例EのGH等の平面図（1/200）

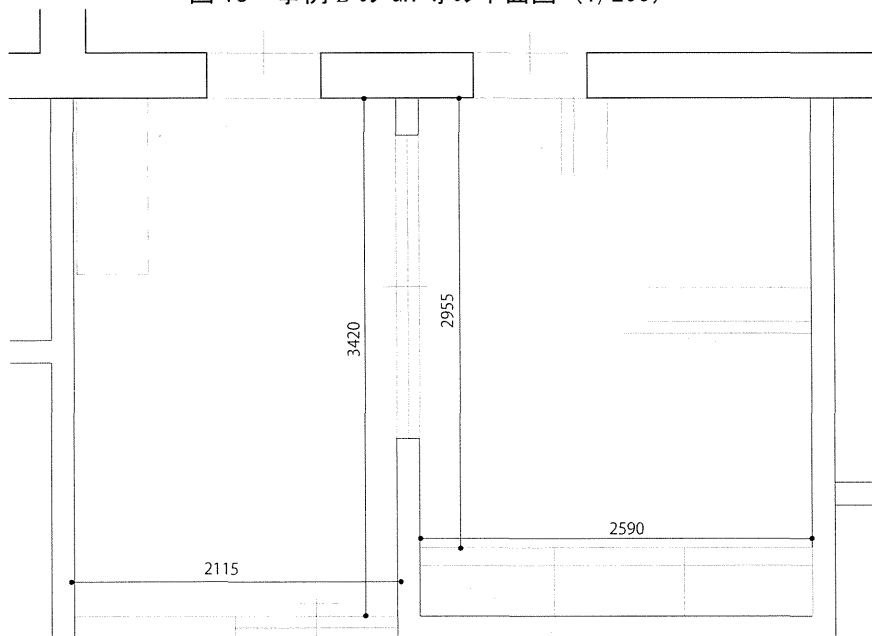


図18 事例EのGH等の浴室詳細（1/50）

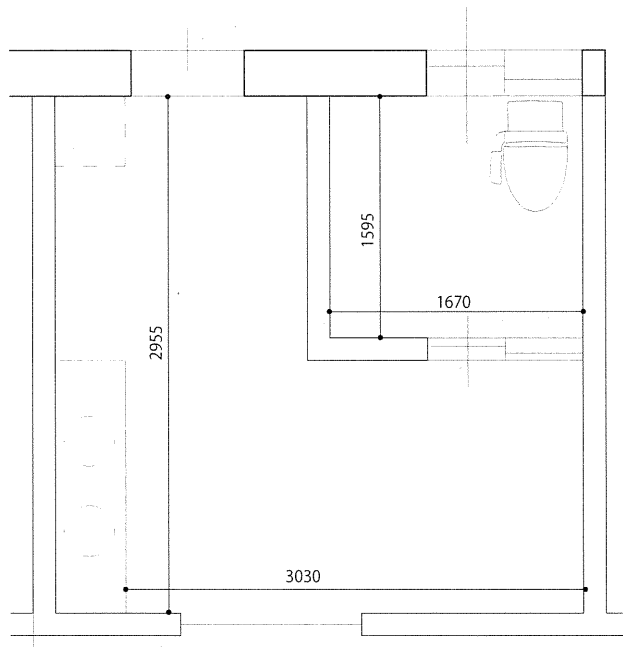


図 19 事例 E の GH 等のトイレ詳細 (1/50)

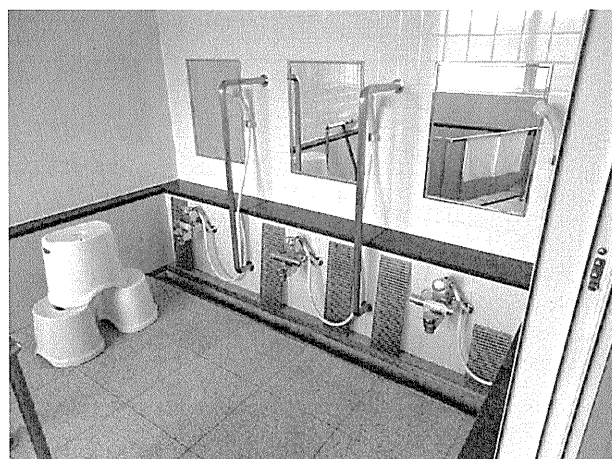


図 20 事例 E の GH 等の浴室



図 21 事例 E の GH 等のトイレ



## 【事例 G】

事例 G は、今回調査を行った 15 カ所の(旧法上の)身体障害者入所授産施設の中で、唯一施設全体で GH 等に移行した事例である。移行にあたっては、まず約 40 名であった入居者を、徐々に法人内の他施設に移すなどすることで 28 名まで減らした。次いで入居者 7 名で構成されるユニットを 4 ユニット備えた GH 等を新築し、28 名が移り住んだ。

ヒアリング調査によれば、40 名から 28 名まで入居者を絞り込む時点で、障害程度の重い方は他の入所系の施設に移って頂いたとのことである。これは、あくまでもこの施設は就労を行う人々のための住まいであり、就労継続が可能である方を入居者としたためである。

結果として、入居者は障害程度の軽い方が中心となった。現状では入居者のうち車いすを利用される方は 2 名で、どちらも自操車いすを使用して

いる。

建築的には、片側に個室が並び、反対側に廊下や水回り、リビングが置かれたユニットを 2 列に並べ、ユニットをつなぐ部分に事務スペースが置かれるという、極めてコンパクトな構成となっている(図 22、23、27)。エレベータについては、現状ではシャフトのみ用意され、今後重度の入居者が増加した際には増設するとのことであった。現在車いすを利用する入居者は 1 階に住んでいるため、特にエレベータを必要としてはいない。

入浴環境については、脱衣室・浴室ともに十分な面積が確保されている。現状でリフトなどは設置されていないが、2 方介助が可能な浴槽の計画である。ただし、現状で車いす利用者は入浴は自立しているとのこと、介助を必要としていない。トイレについても、各ユニットに 1 カ所十分な広さを備えたトイレが整備されている(図 24～26)。

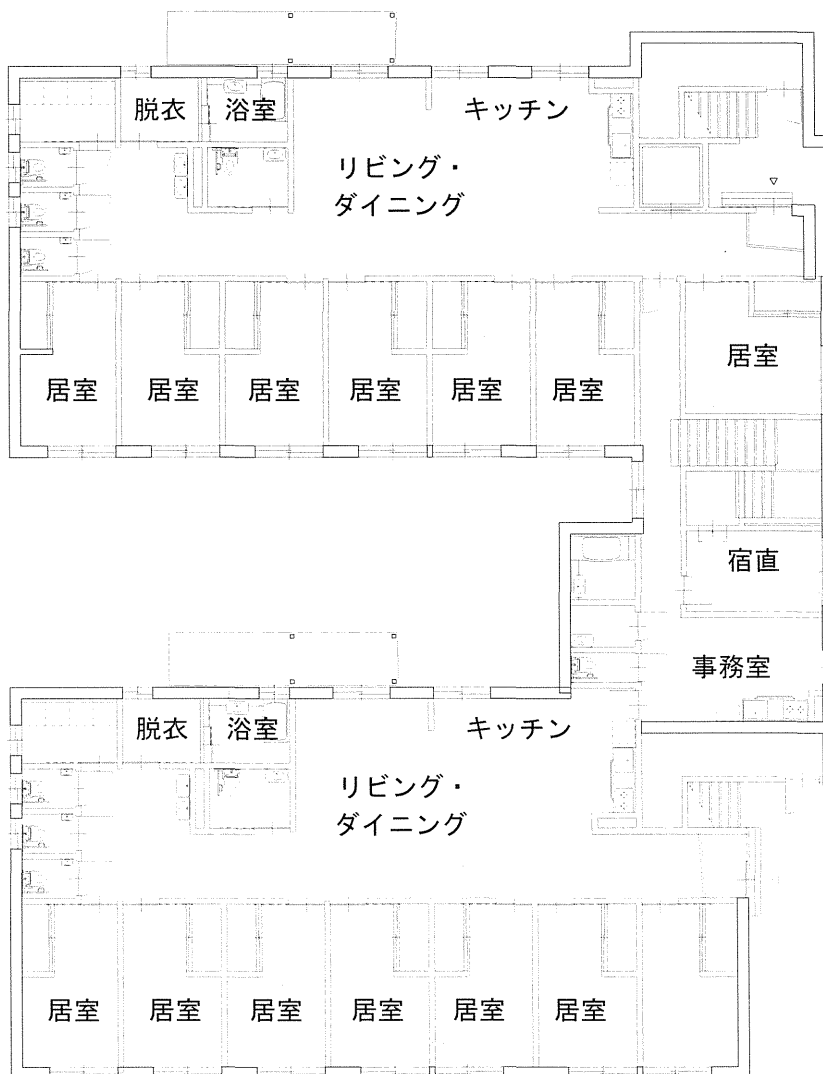


図 22 事例 G の 1 階平面図 (1/200)

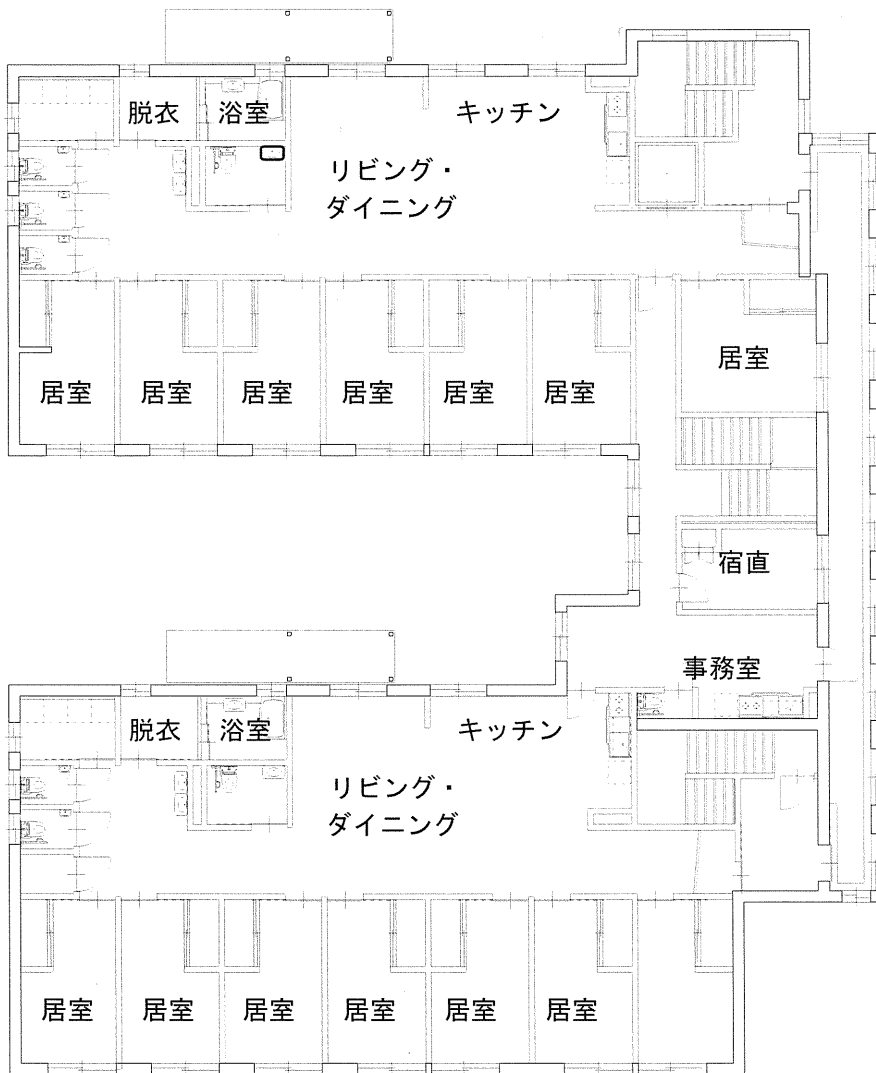


図 23 事例 G の 2 階平面図 (1/200)

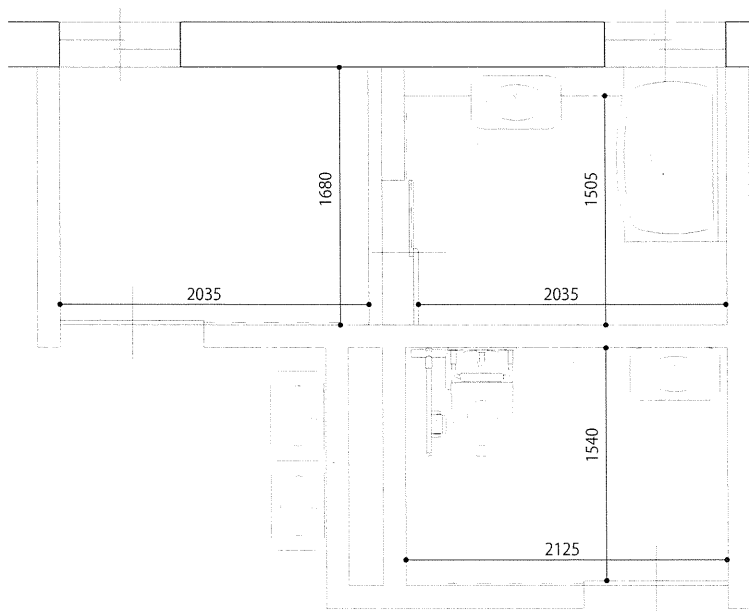


図 24 事例 G の浴室・脱衣室・トイレ詳細 (1/200)



図 25 事例 G の脱衣室と浴室

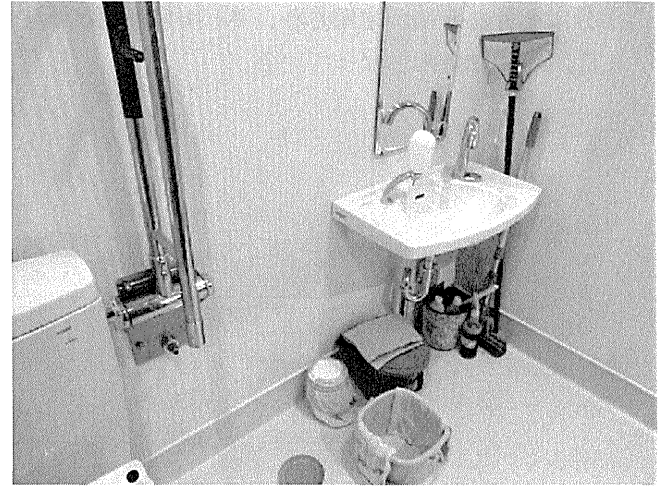
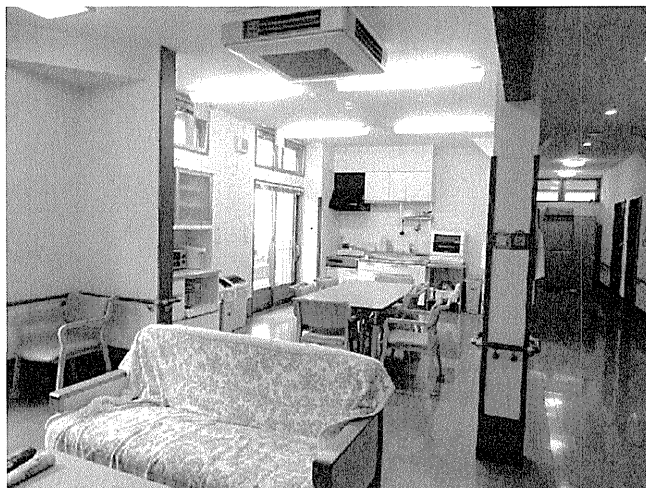


図 26 事例 G のトイレ



### 【事例 J】

事例 J は、訪問調査時には建設中であり、内部の詳細については十分な情報を得ることができなかった（図 31）。しかしながら、平面図からはある程度の事柄が読み取れる（図 28）。

まず全体的な構成について、本施設は豪雪地帯に建つため 1 階床レベルが通常より高めに設定されているが、主出入口・サブの出入口ともにスロープが設置される予定でアクセスには問題が無い。平面計画については、平屋で居室がすべて廊下と外部に面する、避難の面から考えると GH 等としては理想的な構成である。なお、居室外部のベランダにはスロープが取り付けられ、火災時等に建物から離れた場所に容易に避難ができる計画となっている。また居室・廊下・リビングなど、建物各部分に十分な面積が確保され、車いす利用者でも生活が可能な計画となっている。

浴室環境については、脱衣室には十分な面積が確保され、浴槽リフトやシャワーチェアなどへの以上は問題無く行えることが予想される。浴室については、浴槽・洗い場ともに一般の家庭に見られるものと同様のスケールであり、介助が必要な入居者の場合利用が難しいことが予想される（図 29）。

トイレについては 2 カ所用意されているが、廊下の角に設置されたトイレであれば車いす利用者であっても充分利用可能であろう（図 30）。

なお、本事例は自治体から設立許可を受ける条件として、災害時の避難場所としての機能を持つことが求められた。そのため、居室など GH 等としての機能以外にも、備蓄倉庫や災害時に周辺住民が避難し、一時的に滞在することのできる場所が備えられた。通常時にどのような運用がなされるのかについては明らかでは無い。

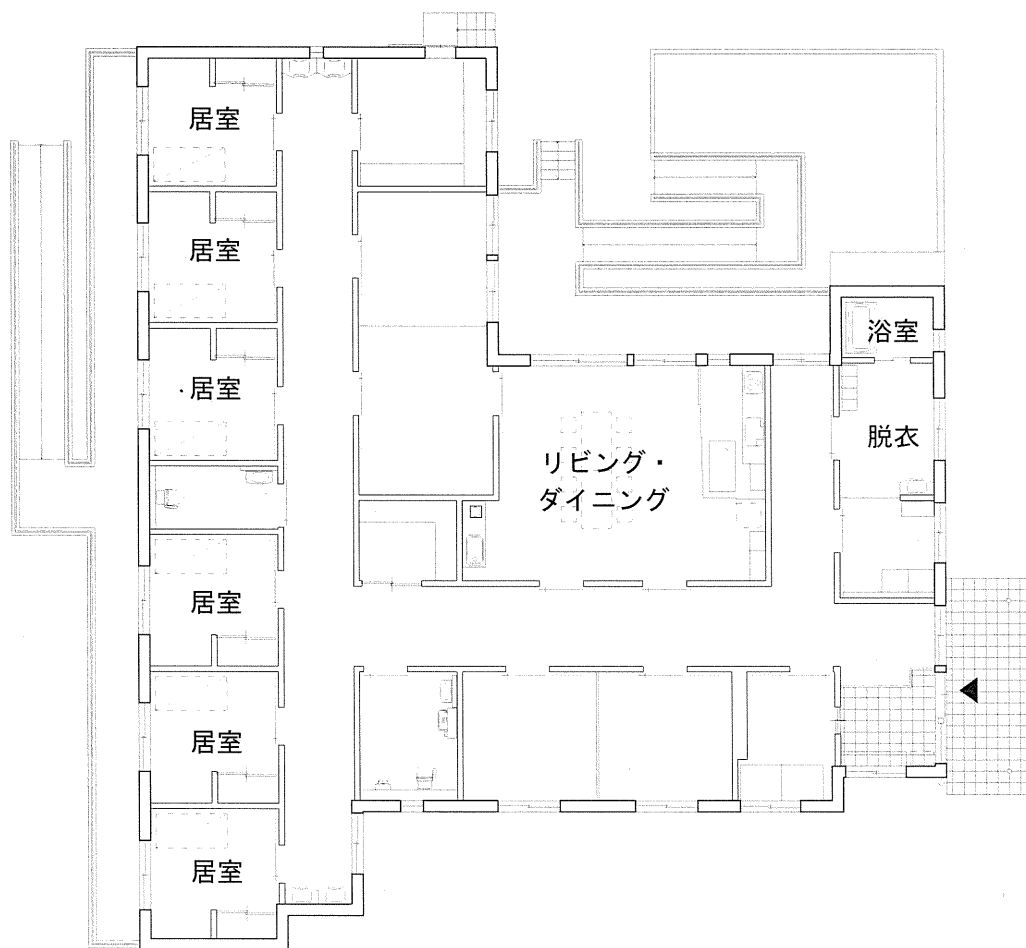


図 28 事例 J の平面図 (1/200)